

同意書

下記項目内容を確認、承諾の上✓を付けてください。

※該当しない項目についても✓を付けてください。

No.	項目	承諾しました。
1	申込書や就労証明書などに虚偽の記載があった場合は、申請を無効とし入園が決定している場合は入園を取り消します。	☐
2	施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定や利用者負担額・副食費徴収免除等の算定に必要な（同居の家族を含む）住民登録・生活保護・児童扶養手当などの世帯状況や課税の情報を調査させていただきます。	☐
3	新規にお申込みされる場合、施設を利用するための認定が必要になります。支給認定は申込み受付期間終了後に一括して行いますが、認定通知書については入所承諾書（または保留通知書）とあわせてお送りいたします。	☐
4	利用調整は、申込締切日までに提出された書類により行います。締切日後に提出された書類は、次回審査から考慮します。なお、提出された書類は返却できません。	☐
5	保育所等の募集人数に応じて町が定める実施基準表にもとづき、点数が高い順に保育所等の入園を決定します。	☐
6	同居の親族（祖父母など）が保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります	☐
7	入園要件に該当していても、定員超過などの理由により保育園等に入園できない場合もあります。	☐
8	4月入園の場合は翌1月下旬、年度途中の入園の場合は入園希望月の前月末に通知を送付します。	☐
9	保留（待機）となった場合のご連絡は、「入所保留通知書」の送付のみとなります。保留期間は当該年度末まで有効ですが、翌月以降、毎月の保留通知書の発送はございません。 なお、入所承諾（決定）された場合にのみ、改めて通知いたします。 保育所等の利用が不要となった場合は、取下げの手続が必要となりますのでご来庁ください。	☐
10	就労状況を確認するため、就労先への照会や現地調査を行う場合があります。	☐
11	求職中の場合、入園後3か月以内に就労を開始し就労証明書を提出しない場合は退園となります。	☐
12	保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）の提出がない場合は、求職活動休止中の指数を適用し、保育短時間認定となります。	☐
13	希望するすべての保育施設について、保育内容（保育方針、慣らし保育、開所時間、延長保育等）を確認、納得したうえで申込をします。	☐
14	利用調整及び決定時に、世帯情報（住所、電話番号、教育・保育給付認定に係る情報等）や申込児童の状況を希望施設（入園後については、入園施設）へ情報提供します。	☐
15	入園が決定した場合でも、入園前の健康診断で集団保育が難しいと判断されたなど、特定教育・保育施設での保育が困難な場合には、決定を取り消すことがあります。	☐
16	入園当初は、お子様の状態に応じて少しずつ時間を延長していく、ならし保育を行います。期間や保育時間はお子様ごとに異なります。	☐
17	町内保育園の0歳児受け入れ可能な月齢は、園によって異なります（保育施設案内図参照）。ただし、受け入れ可能な月齢を超えていてもお子様の成長の度合いによっては受け入れできない場合があります。	☐
18	感染症（百日せき・はしか・水ぼうそう・おたふく風邪など）にかかった場合は、完治するまで登園できません。	☐
19	食物アレルギーや宗教上の理由などにより制限されている食物がある場合は、申込児童と一緒にすべての希望施設を見学し、受入れ態勢を確認したうえで申込をしていただきます。確認していない場合は、入園できない場合があります。	☐
20	障害児やアレルギー対応等の特別な配慮が必要な場合は、申込児童と一緒にすべての希望施設を見学し、受入れ態勢を確認したうえで申込をしていただきます。確認していない場合は、入園できない場合があります。 また、入園にあたっては医師の診断書や指示書を提出いただくことがありますので、事前にご相談ください。	☐
21	自己都合により月の初日から1か月を超えて登園しない場合や、登園日数が著しく少ない月が続いた場合は、退園となることがあります。	☐
22	児童虐待の防止等に関する法律第6条により児童虐待等を発見した場合（虐待を受けたと思われる場合も含む）は児童相談所や日の出町子育て支援課こども家庭センター係に通告します。また必要に応じて警察にも通報します。	☐
23	子ども・子育て支援法施行規則に基づく認定申請等に係る記載事項の個人番号（マイナンバー）について職権で閲覧します。なお、ご提供いただいたマイナンバーは子どものための教育・保育給付の支給に係る対象事務のみに利用し、それ以外の目的で利用いたしません。	☐

※裏面があります。必ず確認してください。

No.	項目	承諾しました。
24	入園中に仕事が変わった・仕事を辞めた・出産予定（産休・育休含む）など、保護者の就労等の状況が変わった場合は、子育て支援課子育て支援係で必ず手続をしてください。正当な理由なく、これらの手続が遅れますと、退園となることがあります。	☐
25	出産の理由で入園した場合、保育の実施期間は基本的に出産予定月とその前後2か月ずつ計5か月間となり、継続を希望する場合、変更届の申請が必要となります。	☐
26	保育を必要としなくなった（保育園等に入園できる基準に該当しなくなった）場合は、その事由が発生した日の月末をもって退園となります。	☐
27	育児休業取得中の場合、復帰日の前月から申込みが可能（提出期限は、町入園案内のとおり）ですので、就労証明書に休業期間が明記されているものを添付してお申し込みください。	☐
28	保護者の市区町村民税情報が確認できない場合は、国が定める利用者負担額の階層区分のうち、最も高い階層で決定いたします。税申告や税修正をした場合、速やかに町に御連絡ください。	☐
29	町外の保育園等に入園を希望される場合でも、受付場所は日の出町になります。希望の保育園等が所在する自治体が指定する締切日の7開庁日（土曜・日曜日、祝日を除く）前までに、子育て支援課子育て支援係へお申し込みください。 区市町村によって募集状況や締切日、必要書類が異なります。事前に必ず希望先の自治体へご確認ください。	☐
30	3歳児クラス以上の児童が入園決定した場合は、入園決定した施設が定める給食費（副食費）を施設が指定する期日までに施設に直接支払う必要があります。 ※町内在住で町内保育園等に入園する場合は、「ひのでっ子ぱくぱく給食応援補助事業」（町の補助事業）により無償化となります。 また、国の制度により副食費徴収免除の対象となる方は、町外の保育園等に入園する場合でも無償化となります。該当する方には、「副食費徴収免除のお知らせ」を通知いたします。	☐
31	ひのでっ子ぱくぱく給食応援補助事業の説明を行います。事業内容を確認してください。	☐
32	同意書の内容を配偶者にご説明いただき、両親共にNo. 1からNo. 31までの項目に同意ください。 ※同意書のコピーをお渡しします。	☐
<div>【署名欄】</div> <div>上記の内容についてすべて確認し、同意します。</div> <div>年 月 日 保護者氏名 _____</div>		